

さいたま市条例第30号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>(定義)</p> <p>第36条 この節及び第7節並びに第8章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<u>第2条第8項</u>に規定する特定粉じんを除く。）をいう。</p> <p>(4)～(11) [略]</p> <p>別表（第36条、第58条関係）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 粉じんに係る指定施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項</th> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>鉍物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の<u>堆積場</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) [略]</p>	項	施設	規模	1	鉍物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の <u>堆積場</u>	[略]	[略]			<p>(定義)</p> <p>第36条 この節及び第7節並びに第8章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又は<u>たい積</u>に伴い発生し、又は飛散する物質（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<u>第2条第9項</u>に規定する特定粉じんを除く。）をいう。</p> <p>(4)～(11) [略]</p> <p>別表（第36条、第58条関係）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 粉じんに係る指定施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項</th> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>鉍物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の<u>たい積場</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) [略]</p>	項	施設	規模	1	鉍物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の <u>たい積場</u>	[略]	[略]		
項	施設	規模																	
1	鉍物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の <u>堆積場</u>	[略]																	
[略]																			
項	施設	規模																	
1	鉍物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の <u>たい積場</u>	[略]																	
[略]																			

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。